

オープン記念で日用品を無料配布？

田村市消費生活センター

気をつけて！

締め切った店舗に大勢の人が・・・

催眠商法(SF商法)



タダより怖いものはない！！

●トラブル相談事例

自宅近くの空き店舗に、健康食品を扱う仮設店舗ができた。オープン記念で日用品を無料で配っているというので行ってみたら、大勢の人たちと一緒に締め切った部屋の中で、椅子に座らされ、長時間健康食品に関する講座を聞かされた。その上、30万円の健康食品を「今だけこの価格」と勧められ、最後まで話を聞いたのにそのまま帰るのは悪いと思い断り切れずに契約してしまった。高額であるし、自分には不要だ。返品できるか。

◆周りの雰囲気流されないで！！

- ★事例のような販売方法を「催眠商法(SF商法)」といいます。消費者を締め切った部屋に集め、商品の販売という目的を隠して、無料または安価で日用品を配り、巧みな話術で会場を盛り上げ、参加者から冷静な判断力を奪ったところで高額な商品売りつけてくる手口です。
- ★興奮した状態で「今だけこの値段」「買わないと損」などと言われると、商品の品質や必要性などを冷静に判断する事が難しくなり、後になって「いらぬ契約だった」と気づくことがほとんどです。業者に急かされても、絶対すぐには契約を結ばず、家族や信頼のおける人に相談しましょう。

催眠商法(SF商法)はクーリング・オフの対象です！

催眠商法(SF商法)は、特定商取引法の規制対象であり、**契約後8日以内**であれば、取り消しが可能です。

○クーリング・オフできるもの

電気治療器、磁気治療器、磁気マットレス、羽毛布団など

※退去したいと伝えているのにさせてくれないなど、販売方法に問題がある場合は、上記期間を過ぎても取り消しが可能になる場合があります

×クーリング・オフできないもの

健康食品など使用や消費した消耗品

※ただし、業者に誘導されその場で開封してしまった場合、もらった書面に「使用するとクーリング・オフできなくなる」という記載がない場合は、クーリング・オフができます

- ☑「無料(安価)で商品を配る」という会場には、安易に入らないようにしましょう！
 - ☑「今日だけ」「特別」などという言葉に惑わされない！必要性を考えましょう！
- 判断に悩むとき、トラブルにあったときは、消費生活センターへ相談してください！**

田村市消費生活センター ☎0247-61-5009

【受付時間】月～金(祝日は除く)午前9時～午後4時

田村市役所
3階
生活環境課内